

特別養護老人ホーム開設事業者選考に係る評価指針

裾野市における特別養護老人ホーム開設事業者の選定に関する要綱に基づき、市内で特別養護老人ホームを開設する者を選考する場合の評価について、次のとおり規定する。

- 1 特別養護老人ホームの開設については、関係法令を遵守するほか、裾野市における特別養護老人ホーム整備基本指針に従い、裾野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画をはじめとする裾野市の諸計画と整合する計画であること。
- 2 選定要綱に基づき、事業者が市の定める期間に提出された図書であること。
- 3 市は事業者の選考に当たり次の事項を評価する。
 - (1) 既存の介護保険施設等と建設地域との均衡
 - (2) 住宅地までの距離
 - (3) 用地の面積
 - (4) 公共交通機関等の利便性
 - (5) 併設施設整備の計画
 - (6) 居宅サービスの提供体制
 - (7) 介護サービスの提供実績
 - (8) 建設工事完了までの工程表
 - (9) 資金計画
 - (10) 雇用計画
 - (11) 介護保険以外のサービス提供体制、支援体制
 - (12) その他市長が必要と認める事項
- 4 特別養護老人ホーム開設事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、前項の事項を個別に評価するとともに重点を置くべき項目を協議し、総合的に評価する。ただし、重点項目については、選考委員会を開催する時点における施設整備の現状等を勘案して判断する。

附則（平成 15 年告示第 75 号）平成 15 年 5 月 14 日告示
この告示は、公示の日から施行する。